

保護者各位

福井工業大学附属福井高等学校
校長 佐々木 栄秀

学校感染症による出席停止について

生徒が別紙の学校感染症と診断された場合、学校保健安全法第19条の定めにより、学校における流行の蔓延を防止するために、出席停止（欠席としない）の措置をとることになっています。

その場合、「学校感染症罹患証明書」の提出をお願いしていますので、医療機関で記入していただき、登校再開時に担任の先生に提出をお願いします。

また、お子様には、医師の指示及び別紙の基準に基づき、十分な休養をさせるとともに、健康観察をされた上で登校させるようにお願いします。

----- きりとり -----

学校感染症罹患証明書

年 組 番 生徒氏名

病名

【診断日】 令和 年 月 日

【出席停止期間】 令和 年 月 日から 月 日まで

- 上記の病気の主要症状が消退し、感染のおそれがないと認めるため、登校を許可します。
- 出席停止期間の基準に基づき、所定の期間経過後、登校することを認めます。
- その他（ ）

※ 該当する□にチェックをお願いします。

医療機関名

医師名

印

- 診察された医療機関の先生方へ 恐れ入りますが、「罹患証明書」の記入をお願い致します。
- 保護者の皆様へ 本用紙は出席停止期間経過後の登校時に、生徒を通じて担任へ提出してください。

(提出先) 医療機関 → 保護者 → 担任 → 保健室 (コピー)

《主な学校感染症および出席停止期間の基準》

◎学校感染症および出席停止期間の基準

	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	感染症予防法の1類及び2類（結核を除く）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の感染者の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで）
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症（例：感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など）	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※症状により医師によって感染の恐れがないと認められた場合はこの限りではありません。（新型コロナウイルス感染症を除く）

※第3種の「その他の感染症」は学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として措置できるものとして定められているもので、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。

※新型コロナウイルス感染症について、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

《出席停止期間のみかた》

「〇〇した後、△日を経過するまで」となっている場合、「〇〇」という現象が見られた日を 0日目 として考えます。

(例) インフルエンザの場合

出席停止期間：発症後5日経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

※火曜日に症状が出現し、同じ週の木曜日に熱が下がった場合、日曜日までが出席停止期間になり、次の週の月曜日から学校生活に戻れます。（部活動も同じ期間休んでください。）

	火	水	木	金	土	日	月	火	水
発症後の日数	発症日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可	登校可	登校可
解熱後の日数			解熱日	解熱後1日	解熱後2日	×			
← 出 席 停 止 →									

※発症日、解熱日は「0日目」と考えます。